令和7年度

被災事業者事業継続支援事業費補助金

Q & A



秋田県

秋田県中小企業応援キャラクター「がんばっけさん」

目次

〈補助:	金の概要について〉	.4
Q1	申請書類の提出先はどこか?	.4
Q2	商工会議所又は商工会の会員でなければ、今回の補助金は申請できないのか?	.4
Q3	いつまでに補助金申請をすればいいか?	.4
Q4	申請時に必要な様式はどこから入手すればいいか?	.4
Q5	補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるか?	.4
Q6	「復旧」とはどのような状態を指すか?	.5
Q7	購入による復旧ができるのはどういった場合か?	.5
Q8	「大雨による被害」とは何を指すか?	.6
Q9	補助金の申請には、必ず「罹災証明書」等が必要になるのか?	.6
Q10	全ての被災状況について写真が必要になるのか?	.6
Q11	申請は事業所単位か、事業者単位か?	.6
Q12	複数回申請することは可能か?	.7
Q13	交付決定からどのくらいで補助金が支払われるのか?	.7
Q14	国や市町村の補助金との併用は可能か?	.7
Q15	被災後に公的融資を受けているが、本補助金に申請できるか?	.7
Q16	補助金の申請には事業継続計画 (BCP) 又は事業継続力強化計画の策定が必要	要
カュ?		.7
	今回の補助金で復旧した施設等について、保険(共済)に加入する必要はある	
か?		.8
Q18	補助金額の計算過程において「千円未満切捨て」の処理はどのタイミングで行う	カ
〈補助〉	対象事業者について〉	.9
Q19	小規模事業者の判断はいつの時点で行うのか。	.9
Q20	「常時使用する従業員」はどのように考えればよいか?	.9
Q21	大企業の支配下にある事業者は申請可能か?	.9
Q22		
Q23		
Q24	2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	
〈補助〉	対象経費について〉1	
Q25	指定の様式以外にどのような添付書類(証憑書類)の提出が必要か?	.2
Q26	どのような施設、設備等が補助対象となるのか?1	.2
Q27	資産計上されていない施設、設備等は補助対象外か?1	.2
Q28	保険の対象となった施設、設備等は、補助対象となるのか?1	2

Q29	まだ金額が確定していない保険金等の取扱いは?	12
Q30	清掃費、据付工事費、処分費などの付随費用は補助対象となるか?	13
Q31	自己所有でないものの復旧は補助対象外か?	13
Q32	賃貸用の不動産は補助対象になるか?	13
Q33	法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人となっている場合、補	亅助金
の交付	け申請は可能か?	13
Q34	自社で復旧作業を行った場合は補助対象となるか?	13
Q35	個人(フリマやオークション等)から購入したものは対象となるか?	14
Q36	親会社と子会社間での売買行為は対象となるか?	14
Q37	自社製品は対象となるか?	14
Q38	海外からの輸入は対象となるか?	14
Q39	リース設備等は補助対象となるか?	14
Q40	修繕・購入費用を分割払いとしている場合は補助対象となるか?	14
Q41	消耗品は補助対象となるのか?	14
Q42	器具や工具は補助対象となるのか?	15
Q43	被災した在庫品は補助対象となるのか?	15
Q44	風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか?	15
Q45	消費税は補助対象となるか?	15
Q46	振込手数料は補助対象となるのか?	15
Q47	店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか?	15
Q48	移転して営業を復旧する場合は補助対象となるか?	16
Q49	復旧前後で設備の設置場所が変更となってもよいか?	16
Q50	車両の購入は補助対象になるのか?	16
Q51	車両の購入の場合、どのような手続きが必要か?	17
Q52	車両の購入の場合、事業専用であることが外観から判断できることが必要か	? 17
Q53	車両のオーディオ、ナビなどの装備品は補助対象となるのか?	17
Q54	申請事業者に修繕義務のあるリース契約中の設備・車両が被災した場合、新た	とな設
備・車	両を購入により復旧するための経費及びその付随費用(従前の契約を解約する	る費用
や被災	〔設備・車両の処分費用など)を補助対象として認めることができるか?	18
同じく	申請事業者に修繕義務のあるリース契約中の設備・車両が被災し、これを解約	りして
新たな	よリース契約により復旧した場合の付随費用を補助対象として認めることがて	ごきる
か?		18

〈補助金の概要について〉

Q1 申請書類の提出先はどこか?

(回答)

- お近くの商工会議所又は商工会に申請書類を郵送又は持参で提出してください。
- ・ 補助金に関する問合せも受け付けています。

Q2 商工会議所又は商工会の会員でなければ、今回の補助金は申請できないのか?

(回答)

● 会員、非会員を問わず、商工会議所又は商工会を通じて申請してください。商工会 議所又は商工会を経由せずに提出された申請書は受付できません。

Q3 いつまでに補助金申請をすればいいか?

(回答)

● 申請期間は令和7年11月5日(水)から令和8年2月27日(金)までです。

Q4 申請時に必要な様式はどこから入手すればいいか?

(回答)

● 秋田県公式サイト 美の国あきたネットに掲載しています。

■サイト内検索 に「91991」と入力し、検索すると掲載ページへアクセスすることができます。

Q5 補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるか?

- 令和8年2月27日(金)までに事業を完了(修繕や納品、支払いまで)する必要 があります。
- クレジットカード払いの場合、令和8年2月27日(金)までに口座からの支出 (引き落とし)が完了している必要がありますので、お気を付けください。
- 納品の遅れなど、やむを得ない事情で期日に間に合わない場合は、早めに窓口まで ご相談ください。

Q6 「復旧」とはどのような状態を指すか?

(回答)

- 本補助事業は大雨による被害を受けた施設・設備等の機能が、<u>被害を受ける直前と</u> 同程度の状態まで回復する「復旧」を目的としています。
- 従前と比べて機能が向上するような修繕・購入は補助対象として認められませんの で、購入する設備は被災前と「同等品」である必要があります。

Q7 購入による復旧ができるのはどういった場合か?

(回答)

● 購入による復旧に要する経費は、大雨による被害を受けた設備・車両等の<u>修繕が困</u> 難であることを知事が認めた場合に限り対象となります。

【修繕が困難とは】

次のいずれかに当てはまることをいいます。

- ・修理不能である
- ・購入よりも修繕に要する経費の方が高額である
- ・修繕に長期間を要する 等
- 修繕が困難であることの証明として、設備・車両の販売業者等が作成する「<u>(様式</u> 第3号)設備・車両等に関する証明書」の提出が必要です。
 - 【「(様式第3号)設備・車両等に関する証明書」が提出できない場合】 修繕が困難であったことの誓約書(参考資料)に、被害状況が分かる写真とカタログを付して提出してください。
- 購入する設備・車両等は、大雨による被害を受けた設備・車両等と同一の数量、目的及び用途であり、同等程度の機能を有するものとします。

Q8 「大雨による被害」とは何を指すか?

(回答)

- 本補助事業における大雨による被害とは、令和7年8月20日からの大雨及び9月 2日からの大雨による災害によって秋田県内で受けた被害のうち、罹災証明書、被 害証明書等によって確認できるものとします。
 - ※8月26日及び9月17日からの大雨による被害も対象。
 - ※8月5日及び8月15日からの大雨による被害は対象外。
- 本社や事業所等の場所に関わらず、上記期間に秋田県内で被害を受けた方であれば 申請可能です。

Q9 補助金の申請には、必ず「罹災証明書」等が必要になるのか?

(回答)

- 必要です。今回の申請は、大雨による被害を受けた施設及び施設等の復旧に要する 経費への支援のため、各市町村が発行する「罹災証明書」「被害証明書」などによ り、被災状況を確認する必要がありますので、提出をお願いします。
- 「罹災証明書」等の提出ができない場合は、個別にご相談ください。

Q10 全ての被災状況について写真が必要になるのか?

(回答)

- 原則として、補助金申請を行う施設、設備等について個別の被災状況が分かる写真 が必要です。
- 既に復旧済みなど、被害状況が分かる写真の提出ができない場合には、現状の写真 に被害状況を補足するなど、被災状況が分かるように資料を整理して提出願います。

Q11 申請は事業所単位か、事業者単位か?

- 申請は事業者単位で行う必要があります。(1事業者につき、上限50万円)
- 同一の事業者が、対象となる複数の事業所の復旧費用を申請することは可能ですが、全てを合算して申請する必要があります。

Q12 複数回申請することは可能か?

(回答)

● 申請は一事業者あたり1回となります。

Q13 交付決定からどのくらいで補助金が支払われるのか?

(回答)

● 交付決定通知が届いてから1か月程度を見込んでください。なお、申請が集中した 場合は、通常よりも時間を要する場合があります。

Q14 国や市町村の補助金との併用は可能か?

(回答)

- 本補助金で復旧する施設、設備等について、原則、他の公的補助制度との併用はできません。
- ただし、本補助金の交付を受けることを前提とした市町村等が実施する公的補助制度(上乗せ補助)については、併用可能です。

Q15 被災後に公的融資を受けているが、本補助金に申請できるか?

(回答)

申請できます。

Q16 補助金の申請には事業継続計画 (BCP) 又は事業継続力強化計画の策定が必要か ?

- 復旧後、再度の被害発生を抑えるため、事業継続計画(BCP)又は事業継続力強 化計画の策定をお願いしています。
- 計画を策定していない場合は、今後策定することを申請時に誓約いただく必要があります。

Q17 今回の補助金で復旧した施設等について、保険(共済)に加入する必要はあるのか?

(回答)

- 復旧した施設等の「自然災害による損害を補償する保険・共済」への加入を義務づけるものではありませんが、事業継続計画(BCP)の策定など、今回の災害を踏まえた取組を実施する必要があります。
- Q18 補助金額の計算過程において「千円未満切捨て」の処理はどのタイミングで行うのか?

(回答)

● (様式第2号)②補助金申請額計算シート内において、④及び⑧を算出するタイミングで千円未満切捨てとしてください。

(様式第2号) ②補助金申請額計算シート

1	補助事業に要する経費(税抜)※		円	
2	受取保険金		円	
3	①-② 補助対象経費	0	円	
4	③×2/3 ※千円未満切捨て ※500,000円(補助上限額)を超える場合は500,000円		円	
5	雑収入		円	
6	4+5	0	円	
7	⑥-③ ※マイナスの場合は0円		円	
8	④-⑦※千円未満切捨て	0	円	

- ※ 交付要綱の要件(別表3)を満たし、消費税及び地方消費税を除いた、復旧経費の総額。
 - ①: (様式第2号)収支予算書における補助事業に要する経費(税抜)の合計額
 - ②:本補助金の申請内容に含まれる施設・設備・車両について、受け取った保険金等
 - ⑤: 雑収入…下取りや売却により得た収入
 - ⑦: 収入額の合計のうち、補助対象経費を超過する部分
 - ⑧:補助金申請額

〈補助対象事業者について〉

Q19 小規模事業者の判断はいつの時点で行うのか。

(回答)

● 申請時点の資本金及び従業員数で判断します。

Q20 「常時使用する従業員」はどのように考えればよいか?

(回答)

- 被災した事業所等だけでなく、事業者全体の常勤従業員です。申請時点におけるパート・アルバイト・派遣社員等を含む、常時雇用する従業員の数を記載してください。
- ただし、次の者は「常時雇用する従業員」に該当しません。
 - ・会社役員(従業員との兼務役員を除く)
 - ・個人事業主本人及び同居の親族従業員
 - ・育児休業中、介護休業中、私傷病休業中または休職中の社員
 - ・次のいずれかの条件に該当するパートタイム労働者等
 - ア 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または 季節的業務に4か月以内の期間を期間を定めて雇用される者(所定の期間 を超えて引き続き雇用されている者を除く)
 - イ 所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の従業員の所定労働時間に 比べて短い者

Q21 大企業の支配下にある事業者は申請可能か?

- 大企業の支配下にある事業者(みなし大企業)は申請できません。判断基準は次の とおりです。
 - ①発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。
 - ②発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの。
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの。

Q22 国・県などが出資している企業及び第三セクターは補助対象事業者となるか?

(回答)

● 補助対象事業者にはなりません。

Q23 補助対象外となる業種はあるか?

- 現在営んでいる業種が次に該当する場合は、補助対象外となります。
 - ①農業、林業(大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業および林業サービス業は除く。)
 - ②漁業 (大分類 B に含まれるもの。)
 - ③金融・保険業(大分類」に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業および保険サービス業は除く。)
 - ④医療・福祉(大分類 P)の社会保険・社会福祉・介護事業(中分類 85)
 - ⑤以下のサービス業
 - (1) 風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律」(昭和23年7月10日、法律第122号)により規制の対象とな るもの。)
 - (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団 (小分類 803 に含まれるもの。)
 - (3)場外馬券売場等、競輪競馬等予想業(細分類8096に含まれるもの。)
 - (4) 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。) (細分類 7291 に含まれるもの。)
 - (5) 集金業、取立業(公共料金またはこれに準じるものは除く。)
 - (6) 易断所、観相業、相場案内業(細分類 7999 に含まれるもの。)
 - (7) 宗教(中分類94に含まれるもの。)
 - (8) 政治・経済・文化団体(中分類93に含まれるもの。)
- 風営法の許可を得て事業を行っている事業者は補助申請ができませんのでご注意ください。

Q24 補助対象について、地域や市町村などの限定はあるか?

- 秋田県内において、大雨による被害を受けた、県内に主たる拠点を有する小規模事業者であれば対象となります。地域や市町村などの限定はありません。
- 本社が県外にある場合でも、秋田県内に大雨による被害を受けた事業拠点(事務 所、事業所など)を有している場合は補助対象となります。

〈補助対象経費について〉

Q25 指定の様式以外にどのような添付書類(証憑書類)の提出が必要か?

(回答)

● 手引き p13 記載の添付書類が必要です。

Q26 どのような施設、設備等が補助対象となるのか?

(回答)

● 補助対象となる施設、設備等は、原則として資産計上されているものに限ります (固定資産台帳、償却資産台帳等により確認)。

Q27 資産計上されていない施設、設備等は補助対象外か?

(回答)

- 特例として、資産計上されていない場合でも、その性質又は形状を変えずに比較的 長期の使用に耐えるものであって、売買契約書やメンテナンス契約書、写真などに より「業務用のみに用いており」かつ「復旧前・復旧後の所有者が同一」であるこ とが確認できれば補助対象となる場合があります。
- ただし、以下のものは補助対象となりません。
 - ・消耗品及び新規取得価格が3万円未満(税抜)の物品
 - ・汎用性の高い物品(通信機器、タブレット、机椅子、応接セットなど)
 - 無形資産(パソコンソフト、アプリなど)

Q28 保険の対象となった施設、設備等は、補助対象となるのか?

(回答)

- 保険の対象となっている施設、設備等も補助対象となりますが、補助事業に要する 経費(交付要綱の要件(別表3)を満たし、消費税及び地方消費税を除いた、復旧 経費の総額)から、大雨による被害を受けた施設、設備等によって受取った保険金 を差し引いた額を補助対象経費とします。詳しくは手引きp22を参照ください。
- 被災により保険金の請求ができるにも関わらず、請求を行わない場合には、当該物件については、補助対象外となり、補助金を申請することはできません。

Q29 まだ金額が確定していない保険金等の取扱いは?

(回答)

● 大雨を起因とした保険金等の受取金額を確定のうえ申請してください。

Q30 清掃費、据付工事費、処分費などの付随費用は補助対象となるか?

(回答)

- 復旧に必要不可欠である場合に限り、修繕及び購入に付随する費用として補助対象 となります。
- ただし、例えば清掃費のみの場合など、修繕、購入の付随費用とならない場合は補助対象となりません。

Q31 自己所有でないものの復旧は補助対象外か?

(回答)

- 原則として補助対象となりません。
- 例外として、中小企業者等が事業用に借用した施設、設備等について、その修繕義務が借主にある場合は、借主による申請が対象となります。 (例 賃借しているテナント、リースしている設備など)

Q32 賃貸用の不動産は補助対象になるか?

(回答)

- 居住用か業務用かを問わず、補助対象となりません。
- 例外として、業務用であり、賃借人(借主)が修繕義務を負っている場合、賃借人 (借主)による申請は補助対象となり得ます。

Q33 法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人となっている場合、補助金の 交付申請は可能か?

(回答)

- 例外として、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との 貸付関係が確認でき、法人の修繕義務が明記されている場合は、補助対象となり得 ます。

Q34 自社で復旧作業を行った場合は補助対象となるか?

(回答)

● 復旧に要した資材費のみ対象となります。給料などの自社の従業員に支払う費用は 補助対象となりません。

Q35 個人(フリマやオークション等)から購入したものは対象となるか?

(回答)

補助対象となりません。

Q36 親会社と子会社間での売買行為は対象となるか?

(回答)

補助対象となりません。

Q37 自社製品は対象となるか?

(回答)

● 補助対象となりません。

Q38 海外からの輸入は対象となるか?

(回答)

● 補助対象となります。ただし、外国語で記載された書籍等は日本語訳を添付してく ださい。

Q39 リース設備等は補助対象となるか?

(回答)

● リース設備等を業務用に供していることが認められる場合は、補助対象となります。その場合には、リース契約書等でユーザー側が修繕義務を負うことを確認させていただきます。

Q40 修繕・購入費用を分割払いとしている場合は補助対象となるか?

(回答)

● 契約により所有権が申請者に移転している場合は、分割払いのうち支払を終了した 分までを補助対象経費とすることができます。

Q41 消耗品は補助対象となるのか?

(回答)

● 消耗品は補助対象となりません。

Q42 器具や工具は補助対象となるのか?

(回答)

● 器具や工具は、資産計上されており、業務用のみに使用していたものであれば、補助対象となります。

Q43 被災した在庫品は補助対象となるのか?

(回答)

● 商品や在庫品、仕掛品や原材料などは補助対象となりません。

Q44 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか?

(回答)

● 逸失利益のような間接被害は補助対象となりません。

Q45 消費税は補助対象となるか?

(回答)

● 消費税分は補助対象となりませんので、消費税を除いて申請してください。

Q46 振込手数料は補助対象となるのか?

(回答)

● 振込手数料は補助対象となりません。

Q47 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか?

- 復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ(面積按分)が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定します。
- 復旧に要する見積金額を、「事業用のみ」、「非事業用のみ」、「共用」等に分類 し、事業用のみについて面積比率などにより、補助対象経費を積算します。詳しく は手引きのp19を参照ください。

Q48 移転して営業を復旧する場合は補助対象となるか?

(回答)

● 設備、車両等の購入に要する経費は補助対象となりますが、移転先の建物の改装費 は対象となりません。

Q49 復旧前後で設備の設置場所が変更となってもよいか?

(回答)

● 被災する可能性のより少ない階や別施設に設置することは可能ですが、これにより 新たに発生する費用は補助対象となりません。

Q50 車両の購入は補助対象になるのか?

- 被災車両は修理による復旧が原則ですが、修繕が困難と認められる場合は、被災車 両を永久抹消登録したうえで、被災車両と同等品以下の新車又は中古車の購入費用 を補助対象とすることができます。
- ただし、被災車両の所有者が申請者本人で、かつ資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの(企業名が車体に印刷されている場合など)である必要があります。

Q51 車両の購入の場合、どのような手続きが必要か?

(回答)

- 新たに購入する車両は、車検証等により所有者が申請者本人であることを確認します(リースや、ローンによる復旧は、支払いが令和7年12月26日(金)までに完了しない場合、補助対象となりません)。
- 購入車両は、被災した車両と同等品以下の車両となりますが、同等品以下の車両の 判断は、排気量のみではなく、積載量、運搬可能量など、車の性質(乗用、貨物、 特殊など)に応じて総合的に確認させていただきます。なお、同等品以下と判断で きない場合は、購入費用そのものが補助対象となりません。
- 車両購入の際、自動車取得税、重量税、登録費用等などの法定費用等は補助対象となりません。
- 値引きがある場合は、車両本体の税抜価格から、値引き額全額を差し引いて補助対 象経費を算出します。
- オークションにて購入した車両は補助対象となりません。

Q52 車両の購入の場合、事業専用であることが外観から判断できることが必要か?

(回答)

- 復旧前後のいずれの車両も、専ら事業の用に供されていることを確認する必要があるため、原則として外観による確認(復旧前後の車両について写真を提出)が必要となります。
- ただし、外観から確認できない場合でも、車検証の記載(自家用でないこと)や事業者の運行管理簿(用務先と運行距離が切れ目なく記載されていること)などから事業以外に使用されていないことを証明できる場合は、補助対象となり得ます。

Q53 車両のオーディオ、ナビなどの装備品は補助対象となるのか?

- 被災前の車両に装備されており、業務で使用されるものについては、補助対象となります。※書面等で被災前の車両に装備されていたことが確認できる場合に限る
- 自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化やメーカーの違いにより同一の設定が無い等の事情で一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、 (様式第3号)設備・車両に関する証明書により、総合的に同程度の水準と判断されれば補助対象となる場合があります。

Q54 申請事業者に修繕義務のあるリース契約中の設備・車両が被災した場合、新たな設備・車両を購入により復旧するための経費及びその付随費用(従前の契約を解約する費用や被災設備・車両の処分費用など)を補助対象として認めることができるか?同じく申請事業者に修繕義務のあるリース契約中の設備・車両が被災し、これを解約して新たなリース契約により復旧した場合の付随費用を補助対象として認めることができるか?

(回答)

● 賃貸を受けている施設やリース中の設備・車両について、申請事業者に修繕義務がある場合に補助対象と認めることができる費用は、その義務に基づく修繕費用に限られます。

また、購入による復旧が補助対象と認められる場合は、申請事業者所有の設備・車両が被災し、これを申請事業者所有で復旧した場合に限られるため、リース中の設備・車両を購入あるいはリースによって復旧する場合の費用は補助対象となりません。